

# 定例教育委員会会議録

## 1 開会及び閉会日時

令和4年2月25日（金） 午前10時 開会  
午前11時40分 閉会

## 2 開催場所

富士川町教育文化会館

## 3 出席及び欠席委員の氏名

出席委員 野中 正人 教育長 大森きよ子 職務代理  
秋山 悦彦 委員 中村 高志 委員  
望月 正人 委員

## 4 議場に出席した事務局の職員の職氏名

教育総務課長 中込 浩司 生涯学習課長 依田 正紀  
給食センター長 大久保 公生 中学統合準備室長 齋藤 栄治  
生涯学習課長補佐 望月奈緒美 生涯学習課長補佐 依田 文哉  
総務学校担当リーダー 志村 豪 社会教育担当リーダー 望月 大輔

## 5 傍聴人及び報道

なし

## 6 教育長報告

令和4年1月26日から令和4年2月25日までの事務事業について報告。

### 【報告の要旨】

#### (1) 中学校3年生の高校受験について

前期試験は2月1,2日に実施、8日に発表された。後期試験は3月3日に実施予定で、11日に発表。私立校や専門学校を含め、今年度は全員進学を希望している。受検者生徒数は増穂中で110名、鰐沢中で31名となり計140名が受検。

#### (2) 町内小中学校における新年度の入学児童・生徒数について

小学校の入学予定児童数は85名（昨年95名）、中学校の入学予定生徒数は113名（昨年135名）を見込んでいる。

#### (3) 新年度の小中学校のクラス編成について

小学校では、普通学級25、複式2、支援学級5（知的1、情緒4）となり合わせて32学級となる見込みで、前年度より1クラスの増。中学校では、普通学級13、支援学級3（知的1、情緒1、難聴1）となる見込みで、前年度より1クラスの減。

(4) 学校における新型コロナウイルス感染症対策について

2月17日長崎知事は、市町村長会議において学校における対策として「新山梨方式」導入の協力依頼を行い、小中学校のクラスで1名陽性者が出た場合、そのクラスを学級閉鎖として、関係者全員にPCR(だ液)検査を行うよう要請があった。また、町では独自に卒業式や入学式に参加する保護者に対して、抗原検査キットの配布を検討している。これは、町から学校に対してお願いするものであり、各校長の意見を伺う中で進めている。

(5) 各種大会結果、表彰について

- ・令和3年度文部科学大臣表彰優秀教職員表彰者として、増穂小学校 深澤 浩代教諭が、実践分野・特別支援教育で表彰された。
- ・町内小中学校での各種大会結果ほか

委員 南小の新生2名は、地元穂積区の子どもたちか。  
事務局 地元の入学者はいなかったが、平林区と天神中條区からそれぞれ1名が入学予定である。

【委員了知】

7 会議に付した議案

議案第1号 令和3年度富士川町一般会計補正予算(第19号)について

議案第2号 富士川町部活動指導員配置要綱の制定について

議案第3号 富士川町就学援助費支給要綱の一部改正について、

議案第4号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について(いじめ対策専門委員報酬)

議案第5号 富士川町就学援助費対象者の追加認定について

8 議題となった動議を提出した者の氏名

なし

9 議事の概要

- (1) 議長 事務局から議案第1号の説明を求める。  
事務局 資料により説明する。

議長 事務局の説明を受けて何か意見等があるか。  
委員 教師が使う分を購入するのか。  
事務局 国の補助制度を活用するため、今回はその範囲内で26台を購入する予定である。現在教職員が使用しているパソコンはウィンドウズのOSであり、生徒用のタブレットとはつながらない状況である。今後は古いタイプの児童生徒用のタブレットを更新してい

く際に、教職員の足りていない部分を追加購入していきたいと考えている。

議長 他に意見などがあるか、なければこの原案どおりでよろしいか。  
委員 「異議なし」の声

【異議なし 可決】

(2) 議長 事務局から議案第2号の説明を求める。  
事務局 資料により説明する。

議長 事務局の説明を受けて何か意見等があるか。  
委員 この要綱を設置することで、今後指導員を増やしていくのか。  
事務局 両中学校では指導員の人材が確保できれば増やしていきたい考えではあるが、適任者を見つけることが難しい状況である。現在は、鰍沢中のバドミントン部の指導員1名のみである。

委員 この指導員は、人数の制限や内容の制約はあるのか。  
事務局 国の補助制度を活用しているので、申請した人数が承認されればその範囲での増加は出来ることになる。

議長 指導員が入れば、教職員の負担は軽くなるのか。  
事務局 部活動での指導する内容において、専門的な部分を指導員にしてもらうことになるので、教職員の負担は軽くなると思う。ただし、部活動顧問として配置された教職員は、試合会場などには同行するところは、しなければならない部分である。

議長 ボランティアの指導も対象となるのか。  
事務局 ボランティアで指導する場合は、この事業の対象とはならない。ただし、学校としては少しの時間でもボランティアとして生徒を指導してもらえると、教職員の負担は軽減できると思う。この要綱を基に採用された指導員は、手当の部分だけでなく、問題が起きた時の補償についても対応できる規定となっている。

委員 指導員にトラブルが起きた場合を考えると、身分が保障されていることは必要だと思う。

委員 年間210時間の根拠は何か。

事務局 国の補助基準で定めている。

議長 指導員は、責任を持って指導してもらえれば、関係者も安心できると思う。

事務局 指導員も自らの職場で生徒を指導することについて了解を得る中で、手続きをしてもらっている。

議長 他に意見などがあるか、なければこの原案どおりでよろしいか。

委員 「異議なし」の声

【異議なし 可決】

- (3) 議長 事務局から議案第3号の説明を求める。  
事務局 資料により説明する。

議長 事務局の説明を受けて何か意見等があるか。  
これは、オンライン学習に係る通信費を支給するものか。  
事務局 臨時休業や学級閉鎖により児童生徒が家庭にタブレットを持ち帰ってのオンライン学習に係る通信費を支給するものである。  
議長 他に意見などがあるか、なければこの原案どおりでよろしいか。  
委員 「異議なし」の声

【異議なし 可決】

- (4) 議長 事務局から議案第4号の説明を求める。  
事務局 資料により説明する。

議長 事務局の説明を受けて何か意見等があるか。  
この会議はどのような時に開催されるのか。  
事務局 いじめ問題対策連絡協議会は、県の児相担当や警察関係者も参加して、現在起きている事例などを基に情報交換を行う会議となる。その中で、重大事案が発生した場合、この協議会委員の意見も聞く中で、外部の者による調査が必要であるとの意見が出されるか、教育委員会でもその必要性があると判断されれば、専門委員会を開いて、問題の解決に当たることとなる。  
議長 1回委員会を開くと5,000円を支払うのか。  
事務局 委員会を開く度に、5,000円の支給となる。  
議長 専門委員は専門的な資格がある方を選ぶのか。  
事務局 臨床心理や相談員の資格を有する方を考えている。他には学校の状況に詳しい方や、警察関係者の方も専門委員としてふさわしいと考えている。  
議長 他に意見などがあるか、なければこの原案どおりでよろしいか。  
委員 「異議なし」の声

【異議なし 可決】

(5) 議長 事務局から議案第5号の説明を求める。  
事務局 資料により説明する。

議長 事務局の説明を受けて何か意見等があるか。なければこの原案どおりでよろしいか。

委員 「異議なし」の声

【異議なし 可決】

## 10 協議事項

### (1) 第2次富士川町教育振興計画の策定について

議長 事務局から説明を求める。

事務局 資料により説明する。

委員 第2次学校規模適正化基本方針について、町長はどのように考えているのか。

事務局 中学校の統合は進めていかなければならないとの考えは持っているが、新しい中学校の形態について、もう一度、保護者などから意見を聞きたいとの思いがあるようだ。

委員 意見を聞いていく中で、この基本方針から離れた方向に進むのであれば、もう一度基本方針の協議を行わなければならないのか。

事務局 総合教育会議の中で、町長は今までの議論の結果は尊重する発言をしている。どの様な形の統合がよいのか、場所はどこにしたらよいのか、来年度の前半までに関係者に対し、アンケートや説明会を行いながら意見を聞いていきたいと発言している。

議長 これからアンケートを実施して中学校統合の是非を問うようであるが、基本方針が大きく変わってしまうことはないのか。

事務局 アンケートの聞き方については十分検討して行っていくと、新中学校開校検討委員会の中でも町長は発言している。基本方針の内容がしっかり理解されているのかをアンケートを通して意見をまとめていきたい考えである。

委員 多くの方が興味を持ってこの中学校の問題に関わってもらえれば良いのだが、知らない間に統合が進んでいることは好ましい状況ではないと思う。少人数の学校でも授業は成り立つが、人間関係での成長は限られているので、大人数の生徒がいる教育環境を用意してあげたいと思う。

委員 中学校統合についての見通しが立たなくなっている中で、方針が決定された後のことをしっかり考えていかなければならないと思う。学校規模と配置の適正化の推進の項目では、統合を検討し、実施に

向けての準備を行っていかねばならないと考えれば、文末の表現を「検討」ではなく、違う表現にした方が良いと思う。計画期間の途中で内容を変えることがあるのであれば、このままでよいと思うが。

事務局 今の振興計画は10年間の計画であるが、法改正により教育大綱を基にした計画となったことから、町長の任期に合わせ、町の政策を大綱に掲げることで今回は5年間の計画とて、具体的な事業も載せることが出来る。その事業が期間内に達成された場合でも、計画の文章や表を変更することは考えていない。

委員 新中学校については今までも検討は進めてきた。町長も検討して統合を進めることで理解を示しているので、「検討」の言葉は使わない方がよいと思う。

委員 最近、新聞の折り込みにあったチラシでは、中学校統合については白紙に戻すような内容にとれる記述があったが、町長の考え方の方向性が変わっていったのか。

事務局 22日に行われた新中学校開校検討委員会でも、同様の質問が出されたが、町長は白紙ではないと発言している。

委員 統合時期と場所については、アンケートによりもう一度意見を聞いて、議論した上で方向性を出して行くことを伝えたかったのではないか。

事務局 先ほどから出されている、「検討」の言葉ではなく、違う表現があれば意見を出してもらいたい。教育振興計画策定委員会ではこの言葉で了承されているので、策定委員会から出された原案を教育委員会で協議した結果、表現を変えて最終原案としたい。

委員 中学校の統合については、これまで教育委員会で議論してきた経過を振り返れば、第2次学校規模適正化基本方針では、中学校は新たな学校として統合する方向性を出しているので、「中学校の統合」で文章を止めてもよいのではないか。「検討」の表現はあいまいな文章になってしまうと思う。

議長 他に意見などがあるか、施策のところで、子どもたちにはより良い教育環境を確保するために統合を推進するとなっているので、「推進」の表現がよいと思うが。他の部分でも「促進」や「推進」の表現が使われているので、他に意見がなければ「検討」を「推進」に変えることでよろしいか。

委員 「異議なし」の声

【委員了知】

## 11 報告事項

### (1) 富士川町社会教育・社会体育施設長寿命化計画について

- 議 長 事務局から説明を求める。
- 事 務 局 別紙資料により、説明する。
- 委 員 町民への周知はどの様な形で行うのか。
- 事 務 局 町のホームページでお知らせする。
- 委 員 計画の内容を全部載せるのか。
- 事 務 局 内容は全部載せる予定である。
- 議 長 町の広報には載せられないのか。ホームページを見ることが出来ない人もいるので、周知をしてもらいたい。
- 事 務 局 町民に意見を求めるようなものではないので、周知等行わない予定である。

### (2) 中学校統合について

- 議 長 事務局から説明を求める。
- 事 務 局 別紙資料により、説明する。
- 議 長 アンケートはどの様な形で行う予定か。
- 事 務 局 全部で3回を予定しており、本年度内に保護者と児童生徒、教職員に対し1回目を行う。2回目は500名程度の町民を抽出して行う。3回目はもう一度、1回目と同じ対象者に対して行う。方向性は令和4年10月頃までに示していきたいと考えている。
- 議 長 内容は十分議論して進めた方が良いと思う。
- 事 務 局 アンケート内容は、教育委員の皆様にも確認して頂き進めたいと考えている。このアンケート結果で、説明が足りない部分を補い、ある程度の方向性を示す形で3回目アンケートを実施していきたい。また、対話集会や説明会も実施していく考えである。
- 委 員 アンケートはどの様な方法で行うのか。対象者が多くて大変に思えるが。
- 事 務 局 児童生徒は、1人1台PCを使う。保護者と教職員へは、制服などのアンケートを実施した時と同様に、一斉メールにより行う考えである。これを使うと、時間をかけずに資料の添付や集計も出来るようになる。
- 議 長 小学生は何年生から実施するのか。
- 事 務 局 制服の時と同様に、新5年生と6年生に行う予定である。

#### 【委員了知】

## 12 その他

この会議の終了後に、合同庁舎の建設現場を見学するよう手配してあるので、参加出来る方はお願いしたい。

【委員了知】

- 13 今後の日程について  
事務局 資料により説明する。

【委員了知】

- 14 議決事項  
議案第1号 令和3年度富士川町一般会計補正予算（第19号）について  
議案第2号 富士川町部活動指導員配置要綱の制定について  
議案第3号 富士川町就学援助費支給要綱の一部改正について、  
議案第4号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（いじめ対策専門委員報酬）  
議案第5号 富士川町就学援助費対象者の追加認定について

- 15 その他教育長が必要と認めた事項  
なし

- 16 その他  
○会議規則第16条第1項による会議の次第は別紙のとおり。  
○次回教育委員会 定例会 3月25日（金）午前10時00分  
会議録署名

教育長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

議事録作成 \_\_\_\_\_